

衆議院 厚生労働委員会 議 録 第二十四号

平成二十三年七月二十九日(金曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 牧 義夫君

理事 郡 和子君

理事 藤田 一枝君

理事 渡辺 周君

理事 田村 憲久君

理事 石毛 鏡子君

理事 稲富 修二君

理事 岡本 充功君

理事 小宮山洋子君

理事 田中美絵子君

理事 玉木 朝子君

理事 仁木 博文君

理事 樋口 俊一君

理事 福田衣里子君

理事 水野 智彦君

理事 山口 和之君

理事 吉田 統彦君

理事 棚橋 泰文君

理事 徳田 毅君

理事 西村 康稔君

理事 松浪 健太君

理事 坂口 力君

理事 阿部 知子君

理事 参議院厚生労働委員長

理事 厚生労働大臣

理事 厚生労働副大臣

理事 厚生労働大臣政務官

理事 厚生労働委員会専門員

理事 佐藤 治君

理事 津田弥太郎君

理事 細川 律夫君

理事 小宮山洋子君

理事 岡本 充功君

理事 委員の異動

七月二十九日

第一類第七号

厚生労働委員会議録第二十四号

辞任

青木 愛君

あべ 俊子君

鴨下 一郎君

同日

辞任

水野 智彦君

徳田 毅君

馳 浩君

馳 浩君

鴨下 一郎君

補欠選任

青木 愛君

あべ 俊子君

鴨下 一郎君

七月二十九日

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(第百七十四回国会閣法第四一号)(参議院送付)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

歯科口腔保健の推進に関する法律案(参議院提出、参法第三号)

○牧委員長 これより会議を開きます。

参議院提出、歯科口腔保健の推進に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。参議院厚生労働委員長津田弥太郎君。

○津田参議院議員 参議院の厚生労働委員長でございます。よろしく申し上げます。

ただいま議題となりました歯科口腔保健の推進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び

○津田参議院議員 参議院の厚生労働委員長でございます。よろしく申し上げます。

ただいま議題となりました歯科口腔保健の推進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び

○津田参議院議員 参議院の厚生労働委員長でございます。よろしく申し上げます。

ただいま議題となりました歯科口腔保健の推進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び

○津田参議院議員 参議院の厚生労働委員長でございます。よろしく申し上げます。

ただいま議題となりました歯科口腔保健の推進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び

○津田参議院議員 参議院の厚生労働委員長でございます。よろしく申し上げます。

ただいま議題となりました歯科口腔保健の推進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び

○津田参議院議員 参議院の厚生労働委員長でございます。よろしく申し上げます。

ただいま議題となりました歯科口腔保健の推進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び

○津田参議院議員 参議院の厚生労働委員長でございます。よろしく申し上げます。

ただいま議題となりました歯科口腔保健の推進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び

○津田参議院議員 参議院の厚生労働委員長でございます。よろしく申し上げます。

ただいま議題となりました歯科口腔保健の推進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び

○津田参議院議員 参議院の厚生労働委員長でございます。よろしく申し上げます。

び内容の概要を御説明申し上げます。

口腔の健康を保つことは、糖尿病を初めとする生活習慣病の発症を予防し、また、認知症の発症及び進行の防止にも深く関連するなど、健康寿命を延ばすことに寄与しており、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしております。そして、口腔の健康の保持には、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取り組みが極めて有効であります。

本法律案は、これらの点にかんがみ、国民保健の向上に寄与するため、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持、すなわち歯科口腔保健の推進に關し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進しようとするものであります。

次に、本法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本理念として、一、国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取り組みを行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること、二、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること、三、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進することを定めております。

第二に、国及び地方公共団体が基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、実施すること、歯科医師その他の歯科医療等業務従事者が医師等との緊密な連携を図りつつ適

切にその業務を行うよう努めるものとする、国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者が国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めるものとする、国民がみずから歯科疾患の予防に向けた取り組みを行うとともに歯科検診等を受けるよう努めるものとする、ことなどの責務を定めております。

第三に、国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策として、歯科口腔保健に関する知識の普及啓発、国民が定期的に歯科検診を受けることができるために必要な施策、歯科疾患の予防のための措置、口腔の健康に関する調査及び研究の推進その他の施策を講ずるものとしております。

第四に、厚生労働大臣は、歯科口腔保健の推進に關して講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとしております。また、都道府県は、厚生労働大臣が定める基本的事項を勘案し、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県における基本的事項を定めるよう努めなければならないこととしております。

第五に、保健所を設置する地方公共団体は、歯科医療等業務従事者等への支援を行う口腔保健支援センターを設けることができることとしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○牧委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○津田参議院議員 参議院の厚生労働委員長でございます。よろしく申し上げます。

ただいま議題となりました歯科口腔保健の推進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び

○津田参議院議員 参議院の厚生労働委員長でございます。よろしく申し上げます。

ただいま議題となりました歯科口腔保健の推進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び

○津田参議院議員 参議院の厚生労働委員長でございます。よろしく申し上げます。

ただいま議題となりました歯科口腔保健の推進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び

○津田参議院議員 参議院の厚生労働委員長でございます。よろしく申し上げます。

ただいま議題となりました歯科口腔保健の推進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び

○津田参議院議員 参議院の厚生労働委員長でございます。よろしく申し上げます。

ただいま議題となりました歯科口腔保健の推進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び

○津田参議院議員 参議院の厚生労働委員長でございます。よろしく申し上げます。

ただいま議題となりました歯科口腔保健の推進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び

○津田参議院議員 参議院の厚生労働委員長でございます。よろしく申し上げます。

ただいま議題となりました歯科口腔保健の推進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び

○津田参議院議員 参議院の厚生労働委員長でございます。よろしく申し上げます。

ただいま議題となりました歯科口腔保健の推進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び

○津田参議院議員 参議院の厚生労働委員長でございます。よろしく申し上げます。

ただいま議題となりました歯科口腔保健の推進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び

○津田参議院議員 参議院の厚生労働委員長でございます。よろしく申し上げます。

ただいま議題となりました歯科口腔保健の推進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び

○津田参議院議員 参議院の厚生労働委員長でございます。よろしく申し上げます。

ただいま議題となりました歯科口腔保健の推進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び

○津田参議院議員 参議院の厚生労働委員長でございます。よろしく申し上げます。

ただいま議題となりました歯科口腔保健の推進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び

○津田参議院議員 参議院の厚生労働委員長でございます。よろしく申し上げます。

ただいま議題となりました歯科口腔保健の推進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び

○牧委員長 本案につきましては、質疑、討論ともに申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

参議院提出、歯科口腔保健の推進に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○牧委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○牧委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○牧委員長 次回は、来る八月三日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午前九時三十六分散會

歯科口腔保健の推進に関する法律案

歯科口腔保健の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的

に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

一 国民が、生涯にわたって日常生活において

歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。

二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念次項において「基本理念」という。にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務(以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。)に従事する者は、歯科口腔保健(歯の機能の回復によるものを含む。)に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の健康の保持増進のために必要な事業を

行う者の責務)

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一十号)第四条第一項に規定する基本方針その他の法律の規定による方針又は指針であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基

本的事項を定めるよう努めなければならない。
2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、国民保健の向上に寄与するため、歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十三年八月九日印刷

平成二十三年八月十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A